平成２５年３月１９日　衆議院厚生労働委員会　長妻昭　提出資料

＜別紙＞

生活扶助基準の見直しに伴い、影響を受ける市が実施している制度について（平成25年3月現在速報）

局名	制度名	※A	件数
財政関係部局	個人住民税の非課税（国）		7
	個人住民税の非課税限度額（国）		
	個人の市県民税の減免制度		
	固定資産税・都市計画税の減免制度		
	軽自動車税の減免制度		
	延滞金の減免制度		
	滞納処分における給料等の差押禁止額のうち最低生活費相当部分の設定（国）		
保健福祉関係部局	生活福祉資金貸付制度（国）※実施主体は社協		27
	中国残留邦人等に対する支援給付（国）		
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金における1ヶ月の貸付上限額（国）※実施主体は社協		
	ぜんそく等小児指定疾患医療費助成事業		
	健康診査事業		
	がん検診等費用免除申請	○	
	高額療養費制度（国民健康保険・後期高齢者医療）（国）	○	
	標準負担額減額制度（国民健康保険・後期高齢者医療）（国）	○	
	高額介護合算療養費制度（国民健康保険・後期高齢者医療）（国）	○	
	一部負担金減免及び徴収猶予制度（国民健康保険・後期高齢者医療）		
	墓地管理料の減免制度	○	
	高齢者等おむつ給付等事業（国）		
	三世代同居等支援事業		
	国民年金保険料の法定免除制度（国）		
	国民年金保険料の申請免除制度（国）	○	
	家族介護慰労（国）	○	
	徘徊高齢者位置情報システム（国）		
	外国人等高齢者福祉給付金支給	○	
	生活管理指導短期宿泊（国）		
	成年後見制度利用支援（国）	○	
	養護老人ホームへの措置における被措置者の扶養義務者に対する負担金徴収制度	○	
	介護保険料の減免制度（国）	○	
	居住費・食費の軽減（介護保険）（国）	○	
	高額介護サービス費（介護保険）（国）	○	
	介護保険利用者負担額の減免制度（国）	○	
	高額介護合算療養費制度（介護保険）（国）	○	
	市立障害児施設の食事負担額	○	
こども関係部局	子ども医療費助成制度		16
	児童入所施設措置費等支弁事業（国）	○	
	私立幼稚園就園奨励費補助金（国）	○	
	児童福祉施設入所児童徴収金（国）	○	
	母子家庭等医療費助成		
	高等技能訓練促進費等事業	○	
	子育て短期支援事業	○	
	子どもルーム	○	
	エンゼルヘルパー派遣事業	○	
	保育料算定（国）	○	
	延長保育事業	○	
	一時預かり事業		
	特定保育事業		
	休日保育事業	○	
	グループ型小規模保育・家庭的保育事業	○	
	病児・病後児保育事業（国）	○	
環境関係部局	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付制度		1
経済農政関係部局	農業集落排水処理施設使用料及び農業集落排水事業分担金の減免制度	○	1
都市関係部局	市営住宅使用料の減免制度		4
	木造住宅耐震改修費補助事業	○	
	民間賃貸住宅入居支援制度	○	
	民間賃貸住宅入居支援補助制度		
建設関係部局	指定自転車駐輪場の整理に要する費用の免除		5
	下水道使用料減免	○	
	公共下水道事業受益者負担金減免		
	公共下水道事業受益者分担金減免		
	水洗便所改造特別助成		
水道関係部局	水道料金の減免制度	○	1
教育委員会事務局	就学援助（要保護者）（国）		5
	就学援助（準要保護者）		
	特別支援教育就学奨励費		
	育英資金		
	災害共済給付の共済掛金（日本スポーツ振興センター掛金）		
合計　67件　（国：27件、市：40件）		33	67

※A　生活保護基準の改定に伴い、住民税非課税限度額に影響することにより、派生的に影響を受ける制度

A市提供資料に基づき長妻昭事務所作成資料

総務省試算数（6789万人）と厚労省試算数（3100万人）の相違について

総務省試算数
「個人住民税非課税」6789万人

＜試算方法＞
日本の人口から個人住民税の納税者数を差し引いた数

⇒個人住民税が課されていない者の人数

厚労省試算数
「住民税世帯非課税の者」3100万人

＜試算方法＞
日本の人口から個人住民税の納税者数及び他の世帯員に扶養されている者の数を差し引いた数

⇒世帯員全員が個人住民税を課されていない世帯（住民税非課税世帯）に属する者の人数

※介護保険制度などは「世帯員全員が個人住民税非課税」か、「世帯に１人でも課税されている者がいるか」によって保険料が変わる制度となっている。

参　考

総務省の試算数（6789万人）には、厚労省の試算数（3100万人）の対象である右のケースのほか、左のケースのBとCも含まれる。

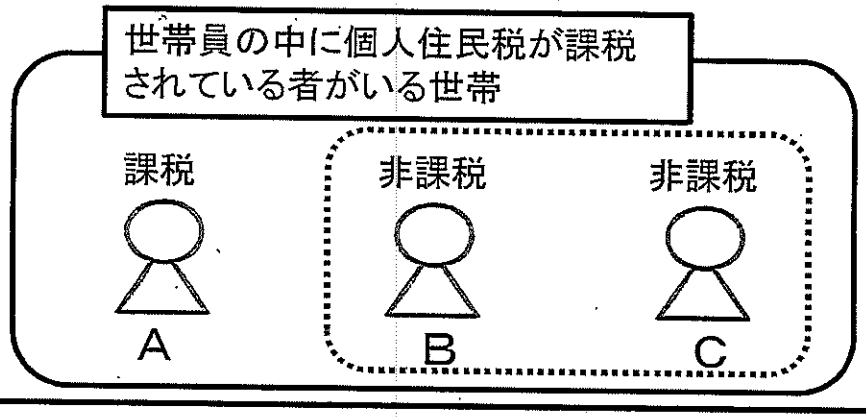

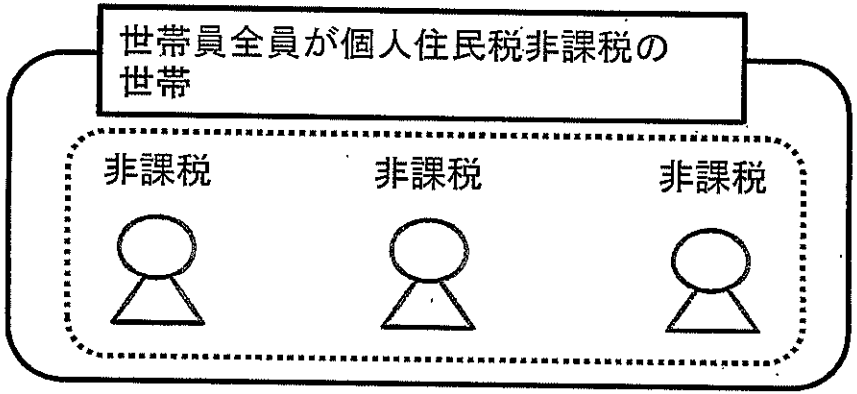

所得ベースにおける非課税限度額（均等割）

※生活保護基準の級地区分が1級地の場合

	H15	H16	減少率（%）	H17	H18	減少率（%）
n＝1	35万円	35万円	－	35万円	35万円	－
n＝2	94万円	92万円	△ 2.1	92万円	91万円	△ 1.1
n＝3	129万円	127万円	△ 1.6	127万円	126万円	△ 0.8
n＝4	164万円	162万円	△ 1.2	162万円	161万円	△ 0.6
n＝5	199万円	197万円	△ 1.0	197万円	196万円	△ 0.5

35n＋24 → 35n＋22　　35n＋22 → 35n＋21

第183回国会 衆議院 予算委員会 第2号 2013年02月07日(抜粋)

○長妻委員 であれば、政府が今出してきている制度の中で、お子さんが対象の制度、例えば就学援助、これは今現在、公立小学校全体の一五%もの方が受けておられます、百五十七万人。うち生活保護の方は十五万人ですから、生活保護以外の低所得の方が百四十二万人受けておられて、学用品などを補助する制度、これも影響が出るわけです。

こういうお子さんを対象としている低所得者向けの制度、私立小中高授業料免除とか大学授業料等免除とか、生活保護以外の低所得世帯への援助、たくさんありますけれども、その制度対象のお子さんの総計、大体何人ぐらいでいらっしゃいますか。

○下村国務大臣 お答えいたします。

その「低所得者が負担増の可能性」の資料でございますね。この中で、今御指摘がございました文部科学省、子供の関係でいうと、就学援助、特別支援教育就学奨励費、幼稚園就園奨励費補助、高等学校等就学支援金制度、また、真ん中辺ですが、災害共済給付掛金、そして、下の方でありますけれども、可能性のある制度の例ですね、大学授業料減免、高等学校奨学金、私立小中高等学校授業料減免。これらについては、今回の生活保護に影響しないように、現状の状況で対応するように政府として決めさせていただいております。(長妻委員「制度対象人数を」と呼ぶ)ですから、対象は現状のまま維持しますから、あえて数を数える必要はありません。

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（文部科学省関係）

生活扶助基準の見直しに直接影響を受ける国の制度　（できる限り影響が及ばないよう対応するもの）

項　目	生活保護基準との関係	平成25年度の対応
就学援助制度における学用品費等の支給	学校教育法上、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないこととされている。支給対象者の範囲については、各市町村の判断。 ＜生活保護の要保護者＞ 生活保護の要保護者に対して学用品費等の支給を行った場合には、国が費用を補助することとされている。【就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律】 ※要保護者：保護を要する状態にある者 ＜準要保護者＞ 市町村（教育委員会）の判断で、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（準要保護者）についても支給を実施している。	生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取扱いとする。 準要保護者については、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼。
特別支援教育就学奨励費	特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍する幼児児童生徒の保護者に対し就学に必要な支援を行うにあたって、生活保護基準をもとに保護者の所得に応じて支弁基準（Ⅰ～Ⅲ区分）（※）を設定し、その区分ごとに保護者への支援の内容を定めている。【特別支援学校への就学奨励に関する政令】 （※）第Ⅰ区分　生活保護基準の1.5未満 第Ⅱ区分　生活保護基準の1.5倍から2.5倍 第Ⅲ区分　生活保護基準の2.5倍以上	生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、従前と同水準の支援を行える取扱いとする。

5

政府提出資料

民主党政権（平成21年9月～平成24年12月）で実現された格差是正策

	開始時期
生活保護の母子加算の復活	平成21年12月
雇用保険の適用拡大	平成22年4月
住宅手当制度の拡充	平成22年4月
高校の無償化	平成22年4月
児童扶養手当の父子家庭への適用拡大	平成22年8月
求職者支援制度の創設	平成23年10月
年金生活者支援給付金の支給	平成27年10月 （消費税の引き上げと連動） （法律は平成24年11月成立）
短時間労働者への社会保険の適用拡大	平成28年10月 （法律は平成24年8月成立）

6

長妻昭事務所作成資料

平成25年3月18日
社会・援護局保護課

○　自治体向け生活保護システムを開発しているＡ社に、今回の基準見直しに伴う改修にどの程度の期間が必要か問い合わせたところ、準備作業も含め概ね５か月程度との回答。

なお、先般の課長会議である程度の見直し後の姿が示されたので、既に準備作業に着手している。

○　自治体向け生活保護システムを開発しているＢ社に、今回の基準見直しに伴う改修にどの程度の期間が必要か問い合わせたところ、具体的な告示内容や方式が明確になってから２か月程度あれば対応可能との回答。

○　いくつかの自治体から、公表された見直し案に新年度当初段階から対応するのは難しいが、施行時期はいつになるのか、また、見直し後の基準額はいつ示されるのか、という問い合わせがある。

石油製品・原油価格の推移

平成25年3月4日
資源エネルギー庁石油流通課

○原油価格は、世界の経済・石油需給の動向などに影響を受け変動している。
○国内の石油製品小売価格は、原油コストを踏まえつつ、油種ごとの需給の状況や競争環境等も反映した形で市場の中で決定されている。

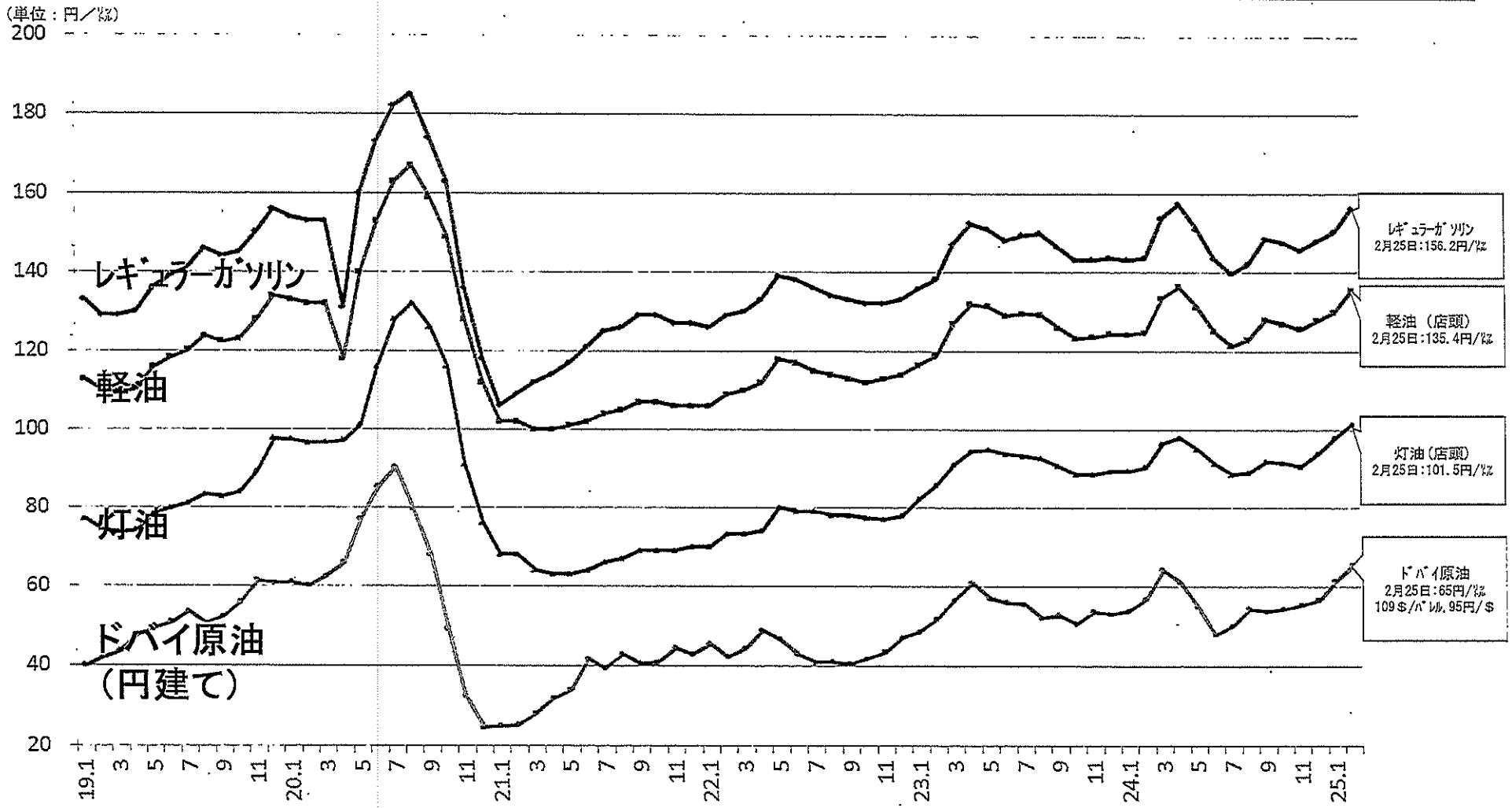

（出典）レギュラーガソリン、軽油、灯油（店頭）：「石油製品価格モニタリング調査」　　ドバイ原油：日本経済新聞社調べ（26日～25日平均）

8

石油製品・原油価格推移

平成25年3月4日
資源エネルギー庁石油流通課

円／L 円／ドル	ガソリン 小売	軽油 小売	灯油 小売	ドバイ原油 (円建て)
2012/1	143.1	124.2	89.4	53.8
2	143.5	124.6	90.2	56.7
3	152.9	132.7	96.0	64.1
4	157.3	136.3	97.9	61.0
5	150.9	131.2	96.0	54.8
6	143.5	125.1	91.2	47.9
7	139.6	121.3	88.3	50.0
8	142.3	123.3	89.0	54.4
9	148.4	127.9	91.8	55.0
10/1	149.0	128.3	92.2	54.1
10/9	148.4	127.9	92.0	55.0
10/16	147.9	127.5	91.8	55.7
10/22	147.6	127.2	91.6	54.2
10/29	147.5	127.0	91.4	54.3
11/5	146.7	126.4	90.9	53.7
11/12	146.2	126.0	90.6	54.3
11/19	145.7	125.6	90.4	56.8
11/26	145.5	125.6	90.5	56.9
12/3	146.8	126.6	91.5	55.9
12/10	147.2	127.0	92.2	55.3
12/17	147.4	127.2	92.8	57.0
12/25	148.0	127.8	94.0	58.1
2013/1/7	148.8	128.5	95.6	60.1
1/15	150.0	129.7	97.7	60.8
1/21	151.1	130.7	99.1	61.7
1/28	151.2	130.8	99.6	63.6
2/4	151.7	131.3	100.2	66.1
2/11	153.8	133.2	101.2	67.4
2/18	155.2	134.5	101.4	66.4
2/25	156.2	135.4	101.5	63.6

(注1)小売価格:資源エネルギー庁「石油製品モニタリング調査」
(注2)ドバイ原油価格:日本経済新聞(週平均価格)

平成25年3月4日　厚生労働省社会・援護局保護課

冬季加算の概要

冬季において増加する特別需要に対応するものとして、11月～3月の5ヶ月間、生活扶助基準に上乗せして支給するもの。

○ 冬季加算額

冬季加算地区区分（Ⅰ区～Ⅵ区）、世帯人員、級地別に設定。

平成23年度基準額（2級地－1の場合）

単位：月額・円

		1人	2人	3人	4人	5人以上1人を増すごとに加算する額
地区別冬季加算額（11月から3月まで）	Ⅰ区	22,160	28,690	34,240	38,830	1,490
	Ⅱ区	15,840	20,520	24,490	27,770	1,060
	Ⅲ区	10,520	13,620	16,250	18,430	710
	Ⅳ区	8,030	10,390	12,400	14,070	540
	Ⅴ区	5,600	7,250	8,650	9,810	370
	Ⅵ区	2,810	3,640	4,340	4,920	180

○ 冬季加算の地区区分

Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の都府県

社会・援護局保護課
平成２５年３月６日

18歳未満の生活保護受給者数及び割合

生活保護受給者数	うち18歳未満の者
（人）	（人）
1,878,725	270,379
(100.0%)	(14.4%)

資料：平成22年被保護者全国一斉調査（基礎調査）

社会・援護局保護課
平成２５年3月１８日

18歳未満の生活保護受給者のうち障害のある者の割合

18歳未満の生活保護受給者	うち障害のある者
人	人
284,320	7,330
100.0%	2.6%

資料：平成23年被保護者全国一斉調査（個別調査）

18歳未満の者のうち障害のある者の割合

18歳未満の者（注１）	うち障害のある者（注２）
人	人
20,339,000	369,000
100.0%	1.8%

（注１）18歳未満の者の数は、平成23年10月1日の推計人口から算出した。

（注２）障害のある者数とその割合は、時点、調査の異なるものから算出したものである。

身体障害児数については、平成18年身体障害児(者)実態調査、及び平成18年社会福祉施設等調査等から算出した。

知的障害児者については、平成17年知的障害児(者)基礎調査、及び平成17年社会福祉施設等調査から算出した。

精神障害者数については、平成23年患者調査における20歳未満の数（18歳未満は把握していない）。

A市における生活保護家庭の子どもの不登校の現状や割合、人数（平成25年2月12日時点）

厚生労働省提出資料

	生徒・学生総数	生活保護世帯の不登校数	割合
小学生	743	13	1.7%
中学生	470	48	10.2%
高校生	443	16	3.6%
不登校の理由	・勉強についていけない。先生と合わない。友達が作れない。引きこもり。無気力。いじめ。 ・勉強について行けない、学校に馴染めない、担任が嫌い、人間関係が悪くなった、保護者のネグレクト ・教師不振、精神疾患（ネグレクト）のため		

（参考）生活保護世帯を含む全ての世帯の全国の割合

	生徒・学生総数	生活保護世帯の不登校数	割合
小学生	6,887,292	22,622	0.3%
中学生	3,589,774	94,836	2.6%
高校生	3,351,367	56,292	1.7%

（出典）平成23年度児童生徒の問題行動等制度指導上の諸問題に関する調査

社会・援護局保護課
平成25年3月18日

その他の世帯に属する者のうち障害のある者の割合

（単位：人）

	受給者数	障害のある者
その他の世帯	427,750 (100.0%)	17,550 (4.1%)

(資料)平成23年被保護者全国一斉調査（個別調査）

14

社会・援護局保護課
平成25年3月11日

「その他の世帯」の内訳

(単位：人)

	総　数	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	(再掲) 65歳以上
その他の世帯	427,750 (100.0%)	68,800 (16.1%)	22,820 (5.3%)	36,170 (8.5%)	70,970 (16.6%)	102,160 (23.9%)	98,100 (22.9%)	28,730 (6.7%)	40,380 (9.4%)

資料：平成23年被保護者全国一斉調査

諸外国の公的扶助制度の比較

平成25年2月5日
厚生労働省社会・援護局保護課

各国の制度	フランス 積極的連帯所得 (RSA)	ドイツ 社会扶助	スウェーデン 社会扶助	イギリス 所得補助(IS)	日本 生活保護
対象者	18歳～64歳 ※2010年9月に、25歳以上の者から18歳以上の者に改正	生活に困窮する者 (年齢制限なし)	18歳～64歳	16歳～59歳	生活に困窮する者 (年齢制限なし)
人口に占める公的扶助制度受給者の割合	2．4% ※人口:6245万人 (2009年) ※受給者数:148.3万人 (2009年) (注) RSA(積極的連帯所得)＋ RMI(参入最低所得)＋ API(ひとり親手当) の受給者数である。	0．4% ※人口:8247万人 (2008年) ※受給者数:32.5万人 (2008年末)	4．1% ※人口:916万人 (2007年) ※受給者数:37.9万人 (2007年)	2．6% ※人口:6240万人 (2011年) ※受給者数:161.1万人 (2011年:暫定値)	1．6% ※人口:12753万人 (2012年10月1日) ※受給者数:214万人 (2012年10月)

(資料出所)野村総合研究所「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」(平成20年度厚生労働省社会・援護局委託研究)
厚生労働省大臣官房国際課「2008年～2009年海外情勢報告」「2010年～2011年海外情勢報告」
UN, World Population Prospects: The 2010 Revision
Benefit Expenditure Tables, DWP

※ フランスにおいては、2009年6月より「参入最低所得(RMI)」が「ひとり親手当(API)」などとともに「積極的連帯所得(RSA)」に統合された。

子どもの相対的貧困率に対する政府の所得再配分の効果（2000年ごろ）

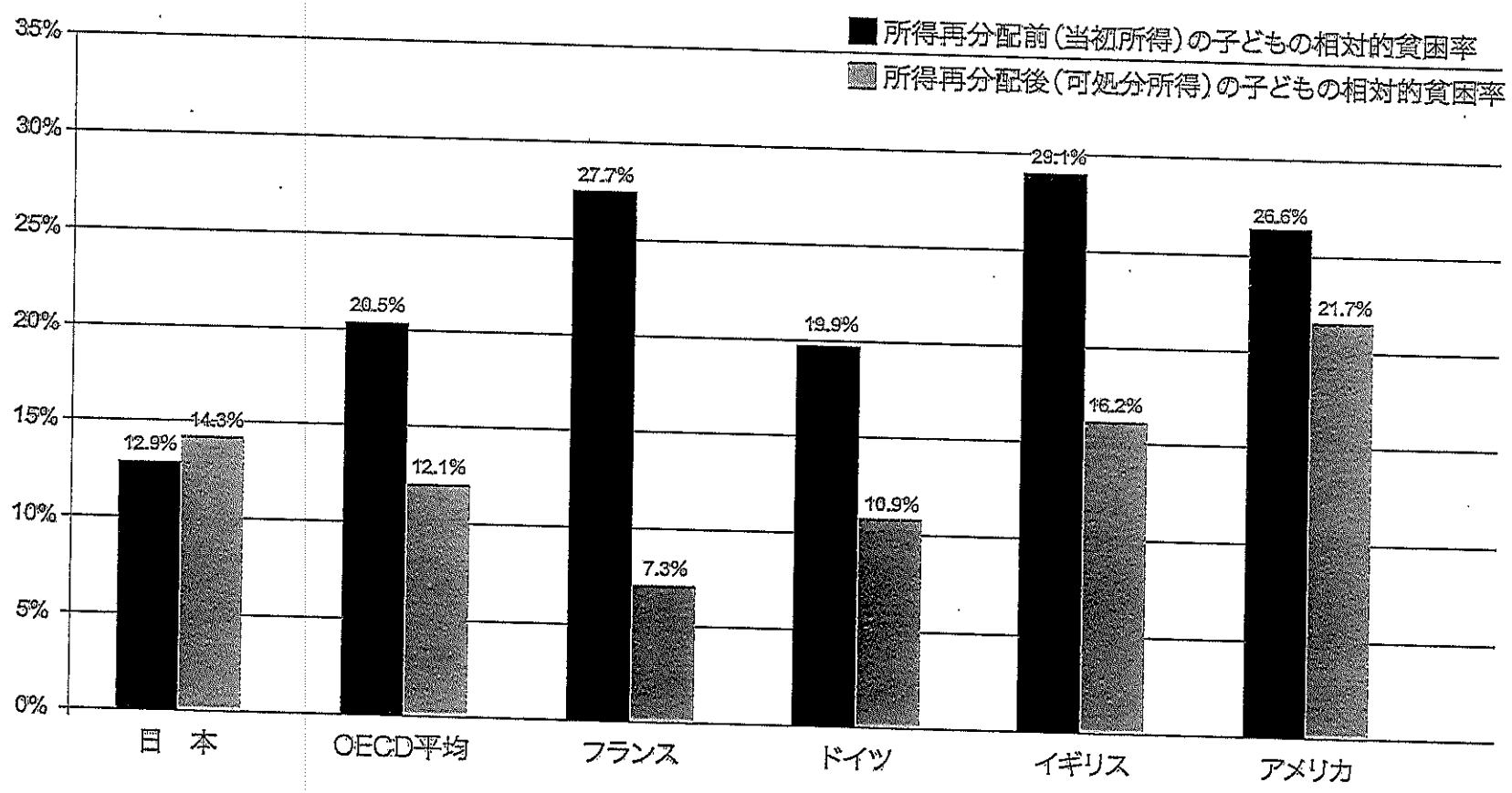

厚生労働省資料等に基づき長妻昭事務所作成

生活保護受給者の自殺者数は全国の2倍以上

人口10万人当たりの自殺者数（平成23年）

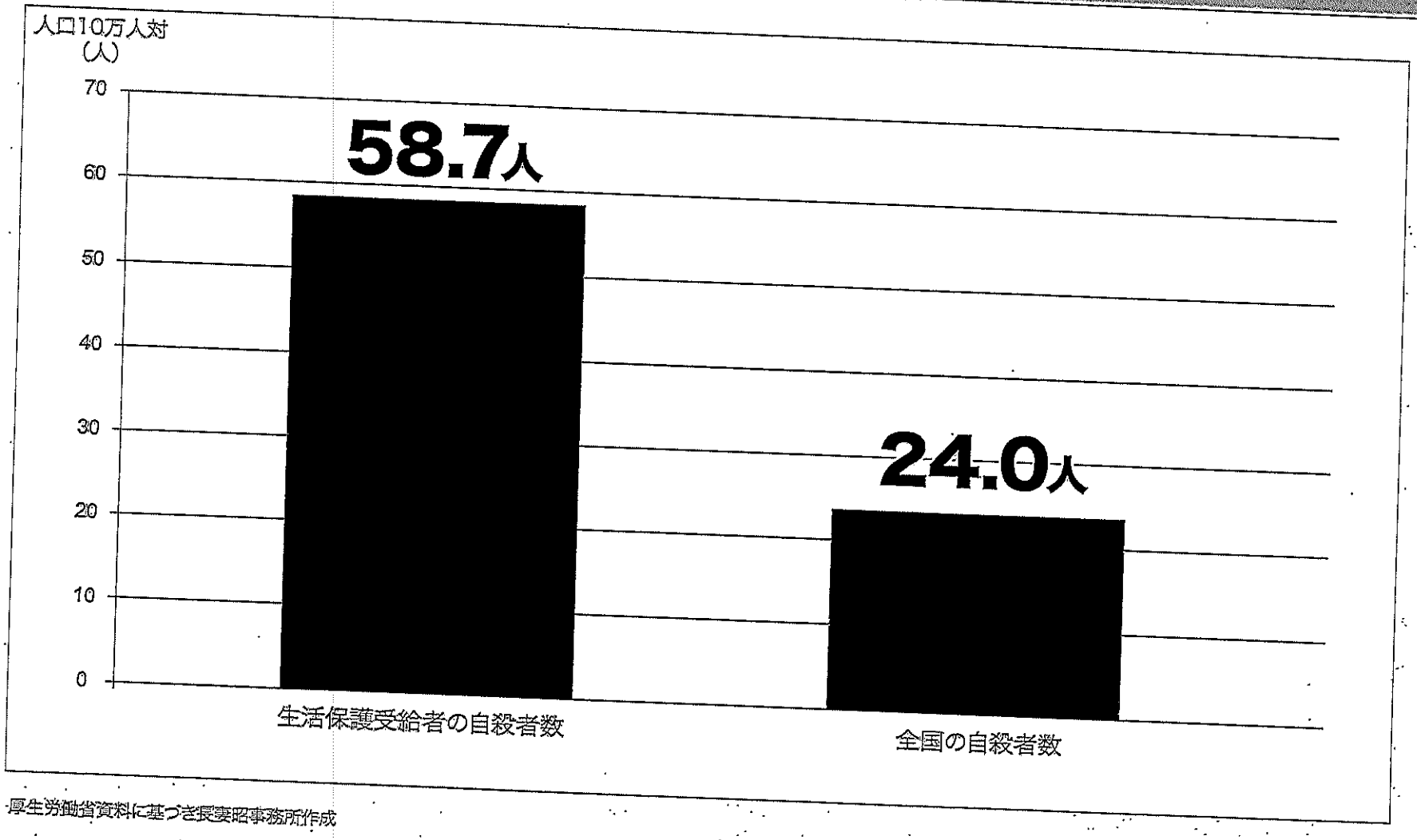

厚生労働省資料に基づき長妻昭事務所作成

生活保護基準引き下げが他制度に影響した場合の自己負担が増える例
（個人住民税が課税され、各制度に影響した場合を含む）

～主な子ども政策～

		現行の補助額		対象から外れた場合の補助額	現行の対象人数
就学援助（年額）	補助額	給食費・修学旅行等の実費	→	0円	約142万人
高等学校等就学支援金（月額）	補助額	19,800円	→	14,850円	約14万人
幼稚園就園奨励費補助（年額）	補助額	[公立] 20,000円 [私立] 196,200円	→	[公立] 0円 [私立] 112,200円	約12.5万人

		現行の自己負担額		対象から外れた場合の自己負担額	現行の対象人数
保育料（月額）	自己負担額	9,000円 (6,000円)	→	19,500円 (16,500円)	約18万人 (私立のみ)

※保育料は3歳未満児の場合。( )内は3歳以上児の場合
※高等学校等就学支援金の対象人数だけは、生活保護受給者も含んだ人数

厚労省・文科省資料にもとづき長妻昭事務所作成

生活保護基準引き下げが他制度に影響した場合の自己負担が増える例
(個人住民税が課税され、各制度に影響した場合)

～主な高齢者政策～

	現行の自己負担額		対象から外れた場合の自己負担額	制度の対象者(住民税非課税)
介護保険料(本人)	3,729円／月	→	6,215円／月	1,727万人
特定入所者介護サービス費	3万円／月	→	5万2,000円／月	89万人
高額介護サービス費利用者負担(上限額)	2万4,600円／月	→	3万7,200円／月	85万人

厚労省資料をもとに長妻昭事務所作成